

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 5 年度
計画主体	岡谷市

岡谷市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 岡谷市産業振興部農林水産課
所 在 地 岡谷市幸町 8 - 1
電 話 番 号 0 2 6 6 - 2 3 - 4 8 1 1
F A X 番 号 0 2 6 6 - 2 3 - 6 4 4 8
メールアドレス nourin@city.okaya.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、カモシカ、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、キツネ
	鳥類	カワウ、カワアイサ等魚食性鳥類 カラス（ハシボリ・ハシブト）
計画期間	令和5年度～令和7年度	
対象地域	長野県岡谷市	

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンジカ	林業（カラマツ）	555 a 10,049 千円
イノシシ	野菜	2 a 5 千円
ハクビシン	野菜	1 a 2 千円
ニホンザル	野菜	1 a 3 千円
カワウ	漁業（ワカサギ）	14,471 t 11,257 千円
カワアイサ	漁業（ワカサギ）	5,525 t 4,298 千円
カンムリカイツブリ	漁業（ワカサギ）	0.057 t 45 千円

(注) 1 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

野生鳥獣の農林業被害については減少傾向にあると推測されるが、ニホンジカについては、農業被害はもとより、剥皮等による林業被害が深刻で特に水源林でもある横川山地区では、標高1,500m以上の山林におけるカラマツへの被害が著しく、水源涵養、土砂流出防備などの公益的機能の低下が心配される。

また、農作物の被害は減少傾向にあるが、依然として農作物被害を一因として離農する農家は増えており、これに伴い遊休荒廃農地は増加している。農地被害が山際で特に多い当市においては、大きな問題となっている。

タヌキ、キツネ、アナグマ、カラスによるゴミ集積所荒らしや、糞害などの生活環境被害も報告されている。

魚食性鳥類による被害は依然として続いている。平成28年夏季の魚類大量死以来多くの魚類で現存量が減少していることもあり、諏訪湖魚類の回復への努力に対しても食害による大きな影響を及ぼしている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
ニホンジカ	555 a	10,049 千円	499 a	9,044 千円
イノシシ	2 a	5 千円	1.8 a	4.5 千円
ハクビシン	1 a	2 千円	0.9 a	1.8 千円
ニホンザル	1 a	3 千円	0.9 a	2.7 千円
カワウ	14,471 t		13 t	
カワアイサ	5,525 t		4.9 t	
カンムリカイツブリ	0.057 t	15,600 千円	0.05 t	14,000 千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	当市では、岡谷猟友会へ通年委託し、4月から11月上旬にかけての耕作期間は、農地周辺での被害届けに応じて、檻・罠による有害鳥獣の捕獲および個体数調整を実施している。 また、冬期間は猟期前後の11月と3月の土日に、市内の山間部で、銃器による一斉捕獲を実施し	猟友会員の負担増や高齢化などにより、捕獲の担い手が減少している。 被害は減少傾向にあるものの、依然として被害はなくなる。このことから、今後も一定の捕獲が必要である。 野生鳥獣の行動範囲などから隣接する市町との連携を図って

	ている。なお、カモシカについては、申請許可された場合、3月の一斉捕獲にあわせて許可頭数の捕獲を行なっている。 このほか、期間外の被害については、猟友会と協議し、必要に応じて許可を行い、捕獲している。	いく必要がある。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	岡谷市有害鳥獣対策協議会では平成23年度より農業振興地域や農作物被害が多い地域に、国の補助制度を活用して電気柵を購入し貸与している。設置においては地区での自力施工により防護に努めている。 また、市の単独事業として防護設備の設置に対し、上限を決めて材料費の一部補助を行なっている。	当市の農業は、近年自家消費規模程度が多く、防護柵の設置には個人負担があるため、耕作放棄する農家が増えている。しかし電気柵の貸与については3戸以上の農家が集約化し、地区による自力設置により個人負担減になっている。 一方で、電気柵は草等が触れると漏電の原因になるので、頻繁に草刈り等をする管理が必要であり高齢な農家からすると、大きな負担となっている。引き続き、電気柵の積極的な設置への理解に向けた活動を行う必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- 鳥獣被害の多い地区を対象に共同による防護柵を設置し、被害防止に努める。
- 耕作地と山林との境界整備や里山の整備に努め、住み分け事業を進める。
- 農作物の残渣処理の方法について周知し、鳥獣の誘引防止に努める。
- 個体数調整により被害の拡大を防止する。
- 隣接する市町との連携による広域捕獲を実施する。
- 魚食性鳥類の追い払いについて地域住民、つり客等への周知に努める。また追い払いの取組に協力し、被害防止に努める。

- 魚食性鳥類の追い払い方法の検討及び追い払い以外の被害防止対策については県機関等と連携し検討する。
- ニホンザルの追い払い等について住民に協力を依頼し、地域ぐるみでの取組みに努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 岡谷市有害鳥獣対策協議会において、年間保護管理計画に基づいた対象鳥獣捕獲のため、実施隊へくくり罠等を貸与する。
- ・ 岡谷猟友会へ委託し対象鳥獣の捕獲、個体数調整を実施する。
- ・ 漁業被害対策については、引き続き諏訪湖漁場活性化協議会（事務局：諏訪湖漁業協同組合）が追い払い等の防除対策を実施する。
- ・ 岡谷市鳥獣被害対策実施隊においては、岡谷猟友会員を隊員として任命し、農林業被害が多い地域を中心に対象鳥獣の捕獲活動を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ	捕獲のため小型、中型獣箱檻、くくり罠の購入。イベント、会議等において、被害対策・防除等の啓発活動。
令和6年度	ハクビシン	
令和7年度	ニホンザル	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害の状況や捕獲実績の過去3年間の対比や県の捕獲目標頭数を勘案し、岡谷市有害鳥獣対策協議会により専門的提言を加味して捕獲計画数を決定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	530頭	530頭	530頭
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
カモシカ	被害及び出没状況により対応	被害及び出没状況により対応	被害及び出没状況により対応
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
アナグマ	20頭	20頭	20頭
キツネ	10頭	10頭	10頭
カラス	15羽	15羽	15羽
カワウ	諏訪湖周2市1町が連携し、県の指導のもと検討していく。		
カワアイサ			
カンムリカイツブリ			

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
檻・罠による捕獲は通年、市内全域で行なうが、耕作期の4月から11月を重点的に行う。 罠によるニホンジカの捕獲については、鳥獣被害対策実施隊の活動によって捕獲を強化する。 銃器による捕獲は、猟期前後の11月・3月の土日に市内山間部で一斉捕獲を実施する（ニホンジカ、イノシシ）。 カモシカについては、申請許可された場合、3月の捕獲等に併せて許可頭数の捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
捕獲による止め刺しや緊急時の安全確保のため銃を所持する。個体と隔離を保ち、確実に捕獲作業を行う。（通年）

（注） 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
岡谷市	ニホンジカ

（注） １ 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

２ 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ニホンジカ イノシシ ハクビシン カモシカ ニホンザル	鳥獣被害が多く、防護柵未設置の地域に、防護柵の設置を行う。 【須門挟間】 電気柵 6 段 H=2m L=460m (143 円/m (税抜き)) 【小洞沢】 複合（電気柵 6 段＋トタン）H=2m、 L=180m (1,236 円/m (税抜き)) 効、汎用	鳥獣被害が多く、防護柵未設置の地域に、防護柵の設置を行う。 (予定) 【樋沢】 電気柵 6 段 H=2m L=740m 【鮎沢地区】（A 工区）】電気柵 6 段 H=2m・L=275m 【鮎澤地区（B 工区）】電気柵 6 段 H=2m・L=280m 【湊地区】 複合柵（電気柵 6 段＋トタン）H=2m・L=500m	鳥獣被害が多く、防護柵未設置の地域に、防護柵の設置を行う。 (予定) 【本沢】 L=560m 【小洞沢】 L=600m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 令和6年度 令和7年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン ニホンザル	農地と林地の間の緩衝帯等の整備の推進 被害地への放任果樹・作物残渣の処理の啓発 侵入防止柵の維持管理を進める
令和5年度 令和6年度 令和7年度	カワウ カワアイサ カンムリカイ ツブリ	県機関等と連携し追い払いや啓発活動等の実施

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

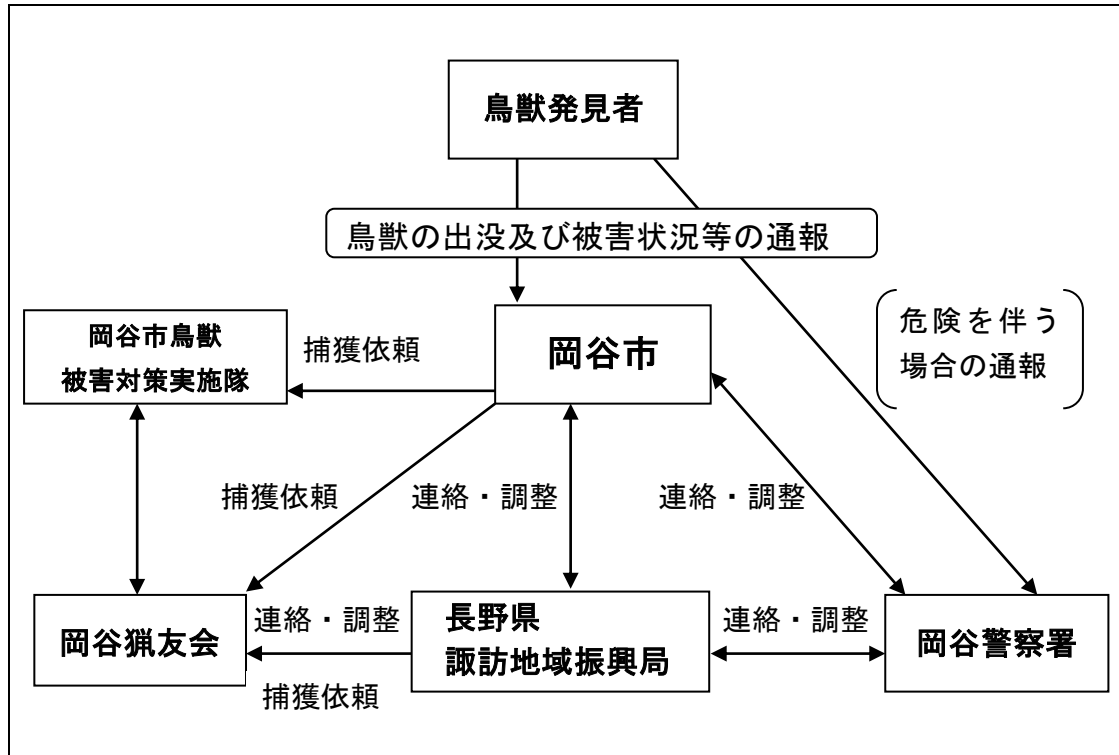
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岡谷市	猟友会へ捕獲依頼 関係機関等との連絡・調整 住民への周知
長野県諏訪地域振興局	猟友会へ捕獲依頼 関係機関等との連絡・調整
岡谷警察署	住民の生命、身体の確保 緊急を要する場合は関係機関等と連携し迅速に捕獲体制をとる
岡谷猟友会	鳥獣捕獲の実施
岡谷市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

食肉としての利用は市内獣肉処理施設において解体、販売を行い、処理される食品衛生上安全を担保できない肉や皮・骨については、捕獲地周辺の山林への埋設や焼却施設での焼却処分により適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

市内獣肉処理施設において処理されたニホンジカ等の肉を、地域商店、飲食店、一般顧客へ販売を行うと共に、インターネット販売も併せて行う。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	岡谷市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
岡谷市産業振興部農林水産課	市内の鳥獣被害と対策についての事務的管理と広報活動などの実施をする。
諏訪地域振興局 林務課	
諏訪地域振興局 農業農村振興課 諏訪農業農村支援センター	
岡谷市農業委員会	被害状況の把握、報告を行うとともに、被害防止への提言を行う。
信州諏訪農業協同組合	
諏訪森林組合	
岡谷猟友会	鳥獣の生息状況などの報告と、駆除の問題点等の提言を行う。
日本野鳥の会諏訪支部	鳥獣の生態などに関する専門的知識の提供と被害防止対策の問題点について指導を行う。
鳥獣保護管理員	
諏訪湖漁業協同組合	鳥類被害対策について全般的な管理を行う。
獣肉処理施設 ((同) しなのジビエ)	鳥獣の捕獲、生息状況の把握を行う。 獣肉の加工・流通を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野県林業総合センター 長野県農政部農業技術課 長野県クマ対策委員	鳥獣及び被害対策に関する専門的知識を農林業従事者へ講義、講習をおこなう。
長野県諏訪地域振興局 被害対策チーム	被害防除支援
岡谷市森林・林業活性化議員連盟	市民からの情報を広くくみ上げ、防除の情報を議会等を通じ市民に提供する。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年3月に鳥獣被害対策実施隊を設置。

隊員の定員は50人以内で岡谷猟友会員、市職員で構成。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。